

平成24年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

開会期日 平成24年12月19日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(10名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
6番	奥田誠	7番	沖田公子
8番	榎本敏	9番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井潤治

欠席議員(1名)

5番 畑山豊

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	和田精之
総務政策課長	山本敏章	総務政策課 企画員	植本亮
総務政策課 企画員	森岡真輝	総務政策課 企画員	水口和洋
総務政策課 企画員	山本剛士	住民生活課長	藪内博文
住民生活課 企画員	原宗男	住民生活課 企画員	坂本巖
税務課長	笠松眞年	税務課企画員	平田敏隆
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄

産業建設課 企画員	菅谷雄二	産業建設課 企画員	三栖啓功
上下水道課長	福田睦巳	上下水道課 企画員	川口孝志
上下水道課 企画員	谷本芳朋	教育委員会 総務課長	家高英宏
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 25 号 平成 24 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 議案第 75 号 上富田町河川環境整備基金条例
- 日程第 3 議案第 76 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 4 議案第 77 号 上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 5 議案第 78 号 上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 6 議案第 79 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 80 号 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 8 議案第 81 号 上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 9 議案第 82 号 上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例
- 日程第 10 議案第 83 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 84 号 上富田町営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第 12 議案第 85 号 上富田町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する
条例
- 日程第 13 議案第 86 号 上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 日程第 14 議案第 87 号 平成 24 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）

- 日程第 1 5 議案第 8 8 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算(第 1 号)
- 日程第 1 6 議案第 8 9 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正
予算(第 1 号)
- 日程第 1 7 議案第 9 0 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 9 1 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算
(第 3 号)
- 日程第 1 9 議案第 9 2 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正
予算(第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第 1 号)
- 日程第 2 1 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度上富田町水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 9 5 号 工事請負変更契約の締結について(平成 2 4 年度
2 3 年災 第 3 3 9 - 5 1 1 号 農業用施設災害復旧事業
山王農道災害復旧工事)
- 日程第 2 3 議案第 9 6 号 工事請負変更契約の締結について(平成 2 3 年度 繰越
第 1 号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震
改修建築工事)
- 日程第 2 4 議案第 9 7 号 上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
- 日程第 2 5 議案第 9 8 号 建物明渡請求事件の和解について
- 日程第 2 6 発委第 1 号 上富田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 2 7 発委第 2 号 上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 発議第 1 号 上富田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 2 9 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前9時30分

議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

畑山議員さんからは欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第25号～日程第23 議案第96号

議長（大石哲雄）

日程第1 報告第25号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件から日程第23、議案第96号、工事請負変更契約の締結について（平成23年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事の件まで23件を一括議題といたします。

日程第1 報告第25号

議長（大石哲雄）

日程第1 報告第25号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いいたします。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

いつも同じことを聞くので申しわけありませんけども、この一般会計補正予算（第4号）を執行するにあたりまして、要するに三位一体の改革からの影響を引き継いでいる関係での地方交付税の減額分、国庫負担金の減額分、消費税等々について金額をお教え願いたいと思います。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。井濶議員さんにお答えします。

三位一体の改革における影響額につきましては本4号補正後では変更がありませんので、児童措置費等ほかで、当初予算と変わりなく8,220万円の影響額と思われれます。

それと消費税につきましては、本4号補正後では理論上で9,010万2,000円と3号補正より13万2,000円の増額となります。

地方交付税につきましても3号補正と変わりなく、4億1,921万1,000円の減額、影響額となります。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

平成24年度上富田町一般会計補正予算（第4号）に反対いたします。

といいますのは、全体としてこれは別に反対するべき、今回の補正に関しては特別にはないわけですがけれども、あくまでも第1条でトータルで考えられております。ゆえにもって、質問しておりますように地方交付税の減額、国庫負担金の減額、消費税が取られているということを含めまして反対をいたします。

以上です。

議長（大石哲雄）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第25号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第2 議案第75号

議長（大石哲雄）

日程第2 議案第75号、上富田町河川環境整備基金条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第75号、上富田町河川環境整備基金条例の件を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第76号

議長（大石哲雄）

日程第3 議案第76号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

1点だけ確認しておきたいと思います。

これで、この条例によりますと管理者と指定管理者との関係について、さまざまな管理者との関係で問題が起きてくる場合が多々あるかと思うのです。予想される問題については当局はご承知だと思うのですけれども、そういう場合に管理者と指定管理者との関係はどうなりますか。

議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

おはようございます。井濶先生のご質問にお答えいたします。

ご質問の要旨に適合しているかどうかわかりませんが、教育委員会が今までは管理者となって管理をしておりました。指定管理者を導入することによりまして、施設の管理は指定管理者が責任を持って管理をするということになりますが、全体の管理は当然教育委員会となります。事故等につきましては保険等に対応するという形で、今現在、作業を進めているところでございます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第76号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号

議長(大石哲雄)

日程第4 議案第77号、上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第77号、上富田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例の件について採決をします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第78号

議長(大石哲雄)

日程第5 議案第78号、上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第78号、上富田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第79号

議長（大石哲雄）

日程第6 議案第79号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

1点だけお聞きしたいと思います。

この条例で指定地域密着型サービス事業者、あるいはまた地域指定密着型介護予防サービス事業者ということになっております。この基準に合致する当町内における所の事業所というのはありますか。また、付近町村はどうですか。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

おはようございます。12番、井澗議員さんの質問にお答えします。

まずこの指定申請につきましては、町内の対象施設におきましては、認知症対応型通所介護がございます。これは現在、町の方が選定しまして、業者の方は、今、清本組の裏の方に建築する予定ということで、現在、事業を進んでいるところでございます。

それから地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、これは30人未満の小型の老人ホームということで、付近市町村の関係では対象施設はございません。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

そうしますと、これはまだ例がないのではっきりわからないわけですがけれども、このことによって介護は充実するのか、あるいは充実するかわりに介護される側からすると負担が増えるのか、その点はどうか。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

まず、この事業の展開にあたりましては、第5期介護保険事業計画のサービスを見込む中で事業の展開を図ることになります。この第5期介護保険事業計画においてサービ

スを見込む中で、やはり介護保険料が設定されるということになります。この事業をすることによって介護事業給付費も上がりますし、介護保険料も上がると考えてございます。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第79号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第7 議案第80号

議長（大石哲雄）

日程第7 議案第80号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

旧環境省令があると思うのですが、これとの違いがもっと具体的に説明していただきたいように思うのです。同時に、この条例で改正された関係で、関係しますと、この条例に該当する資格を持った方というのは、かなり上富田町内に在住されるのかどうか聞きたいと思います。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

まずこの条例ですが、環境省令で定める条例に準じて設定してございます。

それから、この資格につきましては町の職員の中に1名対象者がございます。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第80号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決いたしました。

日程第 8 議案第 8 1 号

議長（大石哲雄）

日程第 8 議案第 8 1 号、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、奥田君。

6 番（奥田 誠）

この間、説明の中であったように 4 ページの第 2 節の人員に関する基準第 6 条の関係で、この中で、ここに置くべき従業者、員数とあるのですが、5 ページの中で上のところなのですが、定期巡回等を通じて「1 以上を確保されるために必要な数以上」、「1 以上」というのは人員であって、1 人ということを示すのかどうかということと、それと、その（4）の「換算方法で 2.5 以上」、これも 2.5 人以上と人という感覚を持つのかどうか。

その次の下の 3 番目の中では「オペレーターのうち 1 人以上は」という人数の計算をしておるのですが、その辺の読み方と考え方を一度説明願います。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

6 番、奥田議員さんのご質問にお答えします。

まず 1 点目の「提供する時間帯を通じて 1 以上確保するために必要な数以上」という前に、まずこの条例の中で 4 ページにも書いていますように、従業者の員数ということで規定されてございます。この員数ということにつきましては、人や物の数を示すということと、それから、員数とすれば人を小数点であらわすということができるということになってございます。

そういうことから、「提供する時間帯を通じて 1 以上確保されるために必要な数以上」という解釈につきましては、「1 以上確保されるために必要な数以上」ということで、時間帯、これはある一定の枠の中で 1 あればいいですよ、その 1 の人員を、基準を満たすことを示すため、1 は 1 人が交代して 2 人でもいいですよというような解釈になります。

続きまして、保健師、看護師、准看護師は常勤換算法で2.5以上、これにつきましても、常勤換算法によるもので、非常勤の4週と1週の平均時間に基づき積算されるということでございます。

常勤の換算時間単位が2.5というような指数のために、ここでは実質的には2.5人なのですが、2.5というように示されてございます。

この解釈につきましても、2.5というのは1日8時間労働で約週5日間勤務したら40時間の労働が要りますよと。こういう場合、常勤換算で2.5と示してございます。この2.5というのは1日当たり20時間を勤務するというので、この20時間については1人ではなしに、2人でも3人でも4人でもいいですよというような解釈になります。

続きまして「オペレーターのうち1人以上」、この場合は第6条の3項ということで、6条の員数から外れてございます。ということで、実質的に3項では「常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない」ということで1人以上の人を示してございます。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

介護保険の条例改正のときにも質問したわけですが、これをやりますと、かなり運営そのものが厳しくなってくると。充実されてくるというふうには思うのですが、この条件全部を満たしていく施設というのはかなりなものだろうと思うのです。

そうしますと、その被対象者についてはかなり負担が、そこに入居するとかサービスを受ける場合にはかなり高負担になっていくだろうということを予想されるのですね。

介護保険の保険法改正云々というさっき話がありましたけれども、これを一年先にはつくるといような話が出てきておりましたが、現実にはまだ稼働するのかどうか、現実に。というのをお聞きしたいと思うのです。

というのは、この法律の改正そのものは、社会保障、税の一体化という中での関係でこれは生まれたものであるだろうというふうに思うのですが、その点はいかがですか。

というのは、財源的にも国庫負担というものが増えない限り、介護保険そのものが、介護そのものが充実させられない、あるいはできないというのが当たり前のことで、通常、当たり前理解されればそうなると思うのです。

でありますから、そこら辺についてお伺いしておきたいと思っております。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

まず先ほどの事業の展開ですけれども、基本的には介護保険事業計画に基づきまして介護サービス量を見込む中で、地域密着型サービス事業、それから地域密着型介護予防サービス事業の必要性を勘案して事業の実施となります。

これでいけば、あくまでも介護保険事業計画に沿ったサービス事業でありまして、あくまでも計画ありきの事業実施ととらえています。

そういう中で第5期の事業計画では、先ほど言いましたように認知症対応型の共同生活介護18床、これは現在、建築の予定で進んでいます。

それから、特定施設入居者生活介護18床を見込んでございます。これにつきましてはあくまでも第5期の計画の中で見えていますので、24年、25年のこの2年間の中では現在の予定はないのですが、計画の中では見込んでございます。あくまでも計画で見込んでいるということであれば、先ほど言いましたように介護保険の給付費、それから保険料に反映するというところで考えてございます。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 1 号、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件について採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 8 2 号

議長(大石哲雄)

日程第 9 議案第 8 2 号、上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 2 号、上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第 10 議案第 83 号

議長（大石哲雄）

日程第 10 議案第 83 号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 83 号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 4 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 1 議案第 8 4 号、上富田町営住宅等の整備基準を定める条例の件について
質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 4 号、上富田町営住宅等の整備基準を定める条例の件について採決
します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 8 5 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 2 議案第 8 5 号、上富田町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条
例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

第2条についてお伺いしたいと思います。

この条の1項から5項目につきまして、具体的な説明をお願いします。

議長（大石哲雄）

第2条の具体的な意味ということですか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時03分

議長（大石哲雄）

再開します。

答弁願います。

上下水道課長、福田君。

上下水道課長（福田睦巳）

12番、井濶議員さんにお答えします。貴重な時間を使ってしまい、申しわけございませんでした。

条例の第2条、用語の定義ですけども、第1項で「下水及び汚水」、これにつきましては「法第2条第1号に規定する下水及び汚水をいう。」とされておりまして、下水道法第2条の第1項につきましては「下水」とされておりまして、「生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する廃水又は雨水をいう」とされてございます。

2号の「公共下水道」につきましては「法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。」とされておりまして、法第2条第3号につきましては、「公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。」とされてございます。

条例の2条3号につきましては「終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。」とされておりまして、下水道法の第2条第6号につきましては「終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。」とされております。

次に第2条の第4号「排水施設」、こちらにつきましては下水道「法第2条第2号に

規定する排水施設をいう。」とされておりまして、下水道法の第2条の2号では、「下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。」とされてございます。

それから条例の第2条5号ですけれども、「処理施設 法第2条第2号に規定する」施設とされておりまして、排水施設と同じとなっております。

よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第85号、上富田町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の件について採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第 1 3 議案第 8 6 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 3 議案第 8 6 号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 2 番、井澗君。

1 2 番（井澗 治）

当町、水道事業をやっているわけですがけれども、この条例に関係するところの基準に合致した資格所有者というのは職員の中におられるのですか。

議長（大石哲雄）

上下水道課長、福田君。

上下水道課長（福田睦巳）

1 2 番、井澗議員さんにお答えします。

まず水道布設工事監督者の資格者としましては、1 名ございます。

それから水道技術管理者の資格者としては、現在、上下水道課の方で 3 名ございます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 8 6 号、上富田町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例の件について採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第14 議案第87号

議長(大石哲雄)

日程第14 議案第87号、平成24年度上富田町一般会計補正予算(第5号)の件について質疑を行います。

歳出15ページから38ページ、一括でお願いいたします。

歳出ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

歳入11ページから14ページ、一括でお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

全体でございませんか。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

この補正は人件費の補正が中心でありますのはようわかっているのですが、改めて4号に続いて、地方交付税、負担金の削減の問題、消費税云々等について、簡単でよろしいので数字だけ教えてください。

議長(大石哲雄)

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員(水口和洋)

12番、井濶議員さんにお答えします。

三位一体の改革における影響額につきましては、先ほどの4号補正と同じく変更がないため8,220万円の影響額となります。

消費税につきましては、本5号補正後では理論上で8,877万7,000円となります。4号補正より132万5,000円の減額となります。

地方交付税につきましては、普通交付税で4億1,921万1,000円の影響額と

なります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第87号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第5号）に反対いたします。全体としては人件費の補正中心でありますので、特別にどうこうということではないわけですが、あくまでもその第1条でトータルで提出されております。

よって、三位一体の改革の影響の引き継ぎ、あるいは消費税等々がございます。そのことによりまして反対をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、奥田君。

6番（奥田 誠）

議案第87号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第5号）に賛成をいたします。

賛成の理由は、総務費の交通安全対策費における駐輪場設置工事請負費並びに寄付金でいただきました「みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費」として「さわやか上富田まちづくり基金」の積立金を始め、上富田中学校の関係で、上富田中学校の来年50周年を迎えるための中学校の体育館の緞帳等の整備費、そして上中の生徒が一番活躍している近畿大会、全国大会への出場による上富田中学校の生徒クラブ活動費等の予算措置をしていただいておりますので、私は賛成をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 87 号、平成 24 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）の件について採決をします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第 15 議案第 88 号

議長（大石哲雄）

日程第 15 議案第 88 号、平成 24 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

12 番、井濶君。

12 番（井濶 治）

いつものことですが、この 88 号、補正（第 1 号）を実施するにあたりまして、国庫負担の削減の状況というのをお聞かせ願いたいと思います。やっぱり三位一体の改革を引き継いでおるということで、ひとつお答え願いたいと思います。数字で、きちっとお願いします。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

12 番、井濶議員さんにお答えします。

まず国庫負担ですけれども、平成 23 年度は 34%でございます。平成 24 年度からは 32%ということで、2%を減額されてございます。この 2%の減額につきましては、

県調整交付金の方に上乘せさせていただきます。

これで平成24年度の国庫負担ですけれども、療養給付費、療養町負担分で11億2,846万2,664円を見込んでございます。このうち療養給付費国庫負担金は2億5,353万3,840円、割合としては22.47%でございます。

三位一体の改革による療養給付費国庫負担金では、5億6,082万8,169円となります。差し引き3億729万4,329円が減額となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第88号、平成24年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）に反対をいたします。

いつものとおりでございまして、三位一体の改革を引き継いだ中で、非常に負担金、国庫負担が削られてきている状況があります。これは、このことそのものがこの会計の財政を厳しくしております。

そのマイナス額が3億数千数百万円ということでございますので、これがもし出れば、ちゃんと出れば、かなり1戸当たり、あるいは加入者1人当たりに対して減額できる可能性がある。あるいはまた、この国民健康保険会計が充実されるであろうということを含めまして、このままでは充実されないということで反対をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 88 号、平成 24 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）の件について採決をします。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

10 時 35 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 21 分

再開 午前 10 時 35 分

議長（大石哲雄）

再開します。

日程第 16 議案第 89 号

議長（大石哲雄）

日程第 16 議案第 89 号、平成 24 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12 番、井澗君。

12番（井潤 治）

議案第89号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）に反対いたします。

後期高齢者医療制度そのものに私ども共産党は反対をいたしております。よって、反対いたします。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第89号、平成24年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第17 議案第90号

議長（大石哲雄）

日程第17 議案第90号、平成24年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第90号、平成24年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号)の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(賛成者起立)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第18 議案第91号

議長(大石哲雄)

日程第18 議案第91号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第91号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第3号)の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第92号

議長(大石哲雄)

日程第19 議案第92号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第92号、平成24年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第93号

議長（大石哲雄）

日程第20 議案第93号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第93号、平成24年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 9 4 号

議長（大石哲雄）

日程第 2 1 議案第 9 4 号、平成 2 4 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 9 4 号、平成 2 4 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 1 号）の件について採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 9 5 号

議長（大石哲雄）

日程第 2 2 議案第 9 5 号、工事請負変更契約の締結について（平成 2 4 年度 2 3 年災 第 3 3 9 - 5 1 1 号 農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事）の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 9 5 号、工事請負変更契約の締結について（平成 2 4 年度 2 3 年災 第 3 3 9 - 5 1 1 号 農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 9 6 号

議長（大石哲雄）

日程第 2 3 議案第 9 6 号、工事請負変更契約の締結について（平成 2 3 年度 繰越

第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第96号、工事請負変更契約の締結について(平成23年度 繰越第1号 中学校管理事業 上富田中学校屋内運動場耐震改修建築工事)の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第97号

議長(大石哲雄)

日程第24 議案第97号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

議案第97号を説明します。

上富田町朝来財産区管理会委員の選任についてでございます。

下記の者を上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めます。

記としまして、住所、上富田町朝来173番地の榎本克明さん、生年月日は昭和13年4月18日。もう一方は、上富田町朝来3892番地の1、岩本 正さん、昭和24年7月11日生まれでございます。

平成24年12月19日提出、上富田町長小出隆道。

榎本克明さんにつきましては、平成9年の2月の10日に朝来財産区委員に就任しており、現在、4期目でございます。

岩本 正さんは平成13年2月10日に就任され、現在、3期目でございます。

両名とも平成25年2月9日に任期満了になりますので、選任同意方よろしくお願いを申し上げます。

議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第97号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についての件は、これを同意すること

に決しました。

日程第 2 5 議案第 9 8 号

議長（大石哲雄）

日程第 2 5 議案第 9 8 号、建物明渡請求事件の和解についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、平見君。

副町長（平見信次）

議案第 9 8 号につきまして提案説明をいたします。

建物明渡請求事件の和解について。

本町と田辺市新庄町 1 5 3 8 番地 宮本敬治との間で係争中の「建物明渡請求事件」の和解につき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

本建物明渡請求事件につきましては、平成 2 4 年 7 月 2 4 日、和歌山地方裁判所田辺支部に訴状を提出し、現在まで 3 回の口頭弁論が開催されております。

1 1 月 2 7 日に開催された第 3 回目の口頭弁論において、裁判官より和解勧告がありました。これを受けまして、1 2 月 1 1 日に裁判所において和解協議が開催され、被告宮本敬治氏とほぼ和解に向けての合意が整いましたので、今回、本議会の議決を求めるものであります。

それでは、別紙和解条項（案）についてよろしく申し上げます。

第 1 項です。原告及び被告は、本件建物についての使用貸借契約が終了したことを確認する。

第 2 項 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを、平成 2 5 年 3 月末日まで猶予する。

第 3 項 被告は、原告に対し、前項の期日限り、本件建物を明け渡す。

第 4 項 被告は、前項により本件建物を明け渡したときに、本件建物内に残置した動産類については、その所有権を放棄し、原告が自由処分することに異議がない。

第 5 項 被告が第 3 項の明渡しを遅滞したときは、被告は、原告に対し、平成 2 5 年 4 月 1 日から明渡し済みまで、1 日につき 3 2 0 0 円の割合による使用損害金を支払う。

第 6 項 原告は、被告に対し、下記第 1 号及び第 2 号の土地について、昭和 5 9 年 3

月28日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は被告の負担とする。

第7項 原告は、被告に対し、下記第3号及び第4号の土地について、平成24年12月19日譲与を原因とする所有権移転登記手続をする。この登記手続費用は被告の負担とする。

記。

第1号です。

所在 田辺市新庄町字田鶴。地番 1540番1。地目 畑。地積 198平方メートル。

次のページをお願いいたします。

第2号。

所在 田辺市新庄町字田鶴。地番 1541番1。地目 畑。地積 192平方メートル。

第3号。

所在 上富田町朝来字荒堀。地番 3579番1。地目 雑種地。地積 573平方メートル。

第4号。

所在 上富田町朝来字荒堀。地番 3563番18。地目 山林。地積 910平方メートル。

第8項 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務のないことを相互に確認する。

第9項 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上でございます。

なお次回の和解協議は、12月26日となっております。本議案の議決をいただきますならば、当日、和解を行い、結審となる予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

和解案ですから非常にあいまいさを残すということは当然なことだろうと思うのです

けれども、1つだけ確認しておきたいのは、この本件建物の明け渡しは3月末まで猶予すると。猶予した段階で明け渡しが発生したということで、そこの中にあるところの動産類については自由に処分すると。仮に建物の猶予が、建物の明け渡しができなくても、そこに存在するところの動産については、これは処分することができるのか。できるといふ見解なのかというのが1つです。

それから3項めの「明け渡す」となっております。「明け渡す」となっていて、第5項の設定があります。これは、あらかじめそういうことが起こり得るといふことの予測というのですか、そういうものもとに書いているのだらうと思うのですが、単なるこれは文言なのか、それとも、こういうことも全部含めて解決するといふことなのかといふことについて若干決意をお聞かせ願いたい。

議長（大石哲雄）

副町長、平見君。

副町長（平見信次）

12番、井潤議員の質問にお答えをいたします。

第4項の処分でありますけれども、これにつきましては私ども町がすべて強制という格好で処分ができるということにさせていただきます。

第5項につきましては、これは今まで宮本氏とのいろんな話の中で、かなり本人につきましてはふらふらとしたということがございます。これにつきましては裁判官の強い意思もありますので、そういった面でこういったところの項目をつけ加えたということにさせていただきます。

以上です。

議長（大石哲雄）

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

そうしますと、いたずらにこれが延期されるであらうという予測をもってこういうふうを書いてあるということではないということに理解しておいたらよろしいですね。

議長（大石哲雄）

副町長、平見君。

副町長（平見信次）

これにつきましては、裁判所の方も25年3月31日をもって強制執行という格好にさせていただきます。そういった面で本人がまだその時点でおりますならば、この1日につき3,200円ということになりますけれども、強制執行を必ずやるということにさせていただきますので、この宮本氏につきましても本人は3月31日まで出ますよといふことの話も私ど

もも聞いております。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第98号、建物明渡請求事件の和解についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 発委第1号

議長（大石哲雄）

日程第26 発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

朗読します。

発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則。

上富田町議会会議規則の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月19日提出。

提出者 上富田町議会 議会運営委員会委員長 奥田 誠。

議長（大石哲雄）

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、奥田 誠君。

6番（奥田 誠）

1ページをおめくりください。

上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）について説明いたします。

提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に施行されたことにより、本議会においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため標準会議規則の改正が行われ、それに伴い上富田町議会規則の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、公聴会及び参考人に関する規定が2章追加されております。

参考資料として新旧対照表を提示していますので、お目通しよろしく申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 発委第2号

議長(大石哲雄)

日程第27 発委第2号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(平田隆文)

発委第2号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町議会委員会条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月19日提出。

提出者 上富田町議会 議会運営委員会委員長 奥田 誠。

議長(大石哲雄)

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、奥田 誠君。

6番(奥田 誠)

1ページをおめくりください。

上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について説明いたします。

提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことにより上富田町委員会条例に所要の改正の必要が生じたので、本条例を提案するものです。

改正内容につきましては、第7条中第1項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、「議員は少なくとも一の常任委員になるものとする。」と「特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を加え、第3項中で委員の選任を議長指名に改めるものです。

また第12条、委員の辞任を議長許可と改めております。

なお、改正内容については次のページで参考資料として新旧対照表で示しておりますので、お目通し願います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第2号、上富田町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 発議第1号

議長（大石哲雄）

日程第28 発議第1号、上富田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

発議第1号、上富田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年12月19日提出。

提出者 上富田町議会議員 木村政子。

賛成者 上富田町議会議員 吉田盛彦。

同 木本眞次。

同 山本明生。

以上です。

議長（大石哲雄）

提出者より提案理由の説明を求めます。

2番、木村政子君。

2番（木村政子）

上富田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

提案理由について申し上げますと、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、その中に議会制度の見直しに関する事項があり、今回、上富田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

交付の目的を議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないものとされました。

そのため、まず条例中の名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改め、上富田町議会政務調査費の交付に関する条例の第11条の政務調査費の交付に関し必要な事項は町長が規則で定めると規定されていることから、規則の変更もあわせて行うこととなっております。

規則の改正にあたっては、政務活動費が調査研究以外の活動にも充てることができるようになることから、用途の透明性の確保が従来に増して重要になると考えられるため、国会での総務委員会や全国町村議長会での検討会での議論を踏まえ、その他の活動費の内容を定めていただくよう執行部に要望いたしております。

なお、次のページに一部改正の内容について新旧対照表で示していますので、お目通しを願います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号、上富田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

議長（大石哲雄）

日程第29 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成24年12月19日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

総務教育常任委員会委員長木村政子。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記。

1. 調査事項。

1) 条例改正等について、2) 消防・防災・防犯関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 定住促進住宅について、17) 税務関係について、18) 教育活動の推進について、19) 学校教育施設について、20) 社会教育施設について、21) 生涯学習(教育目標)の推進について、22) 上富田スポーツセンターについて、23) 上富田文化会館について、24) 国民体育大会について。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は、次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目名のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長山本明生。

調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳(町道網の整備)について、3) 国、県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 宅地造成事業について、12) 水対策について、13) 水道事業について、14) 下水道事業について、15) 農業集落排水事業について、16) 合併浄化槽について、17) 福祉関係について、18) 保育所関係について、19) 環境衛生について、20) 保健衛生について、21) 介護保険について、22) 医療保険について、23) 診療所について。

高速道路対策特別委員会委員長三浦耕一。

調査事項。

1) 高速道路について。

議会広報特別委員会委員長木本眞次。

調査事項。

1) 議会広報について。

議会運営委員会委員長奥田 誠。

調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

平成24年第4回町議会定例会を閉会するにあたりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程しました平成23年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定を含む38議案すべてを可決していただき、まことにありがとうございました。

昨年は東日本大震災、紀伊半島大水害が発生し、町内でも水害により被災しました。平成24年度はこれらの被災箇所の本格的な復旧事業に取り組み、現在は山王橋、畑山橋等について工事中でございます。これらの復旧事業も議員皆様方のご協力をいただき、まことにありがとうございました。

また2月のなでしこジャパンの合宿から始まり、国体関連スポーツ行事が続き、明るい1年を過ごすことができました。

その他のこととして、上富田中学校体育館耐震化改修工事や統合保育所「はるかぜ」

保育所の工事が進んでいますが、これらの事業も年度内に完成して、町民の皆さんの期待にこたえられよう努力します。

しかし、上富田町だけの問題ではありませんが、保健、福祉事業の支出が年々多くなっており、財政の圧迫の要因となってきております。国全体で改善する必要を痛切に感じていますが、町民の皆さんにも協力を得て、医療費を含む保健、福祉関係経費の効率的な節減を図ることが、これらの事業の持続につながります。

町は、町民の皆さんに事業の実態を勉強していただき、ともに改善すべき点に取り組んでまいりますので、皆さんのご協力もお願いします。

また、平成25年度に向けて予算編成を行っておりますが、財源的に非常に厳しいものがあります。職員には補助事業や地方債を発行した事業で財源を確保して、課題のある事業につきましては前向きに取り組むよう指示しているところで、既に少額な事業がありますが県と新しい事業も検討しております。

次に、平成27年度は国民体育大会が開催されますし、高速道路も田辺すさみ間が開通する嬉しい話題があります。この大きな事業を生かす方法を町民の皆さんと考えなければ、上富田町の経済の後退になりかねません。いずれにしても地域の振興、活発な経済活動が望まれております。平成25年度は本年度以上にご指導をお願いします。

最後になりましたが平成24年度のお礼と、平成25年は、町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さんにとってよい年となることをお祈りいたしまして、閉会のごあいさつとします。本当にありがとうございました。

閉 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成24年第4回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前 11 時 14 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 木本 眞次

議事録署名議員 吉田 盛彦